目指しているのは、「便利な暮らし、より良い社会」
もうお持ちですか？
マイナンバーカード

▽問い合わせ先＝総務課ＩＣＴ推進係（☎内線１３６）

■マイナンバーカードの役割

マイナンバーカードは、身分証明書や、未成年、運転免許証を取得していない成人、返納した高齢者などへの写真付き証明書としての役割のほか、市役所での多くの手続きにマイナンバーカードを提示し、申請書などにマイナンバーを記載することで、書類の添付に代えることが可能となり、行政手続きの簡略化が図られています。

■マイナンバーカードでできること

マイナンバーカードを取得し、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を利用することによって、自身の住民情報のやりとりの履歴や、登録した行政機関からの情報が得られるほか、「ぴったりサービス」で子育てに関する手続きをはじめとした、各種サービスの利用手続きの簡略化に加え、スムーズな本人確認と事務処理により時間短縮も図られています。

さらに、今年の３月から始まったコンビニ交付では、市役所の場所や、休日、早朝、夜間と開庁時間を問わずに住民票の写しや印鑑証明書など各種証明書の発行が可能となりました。また、５月から始まった特別定額給付金の事務では、郵送申請に先駆けてオンライン申請が可能となり、いち早く給付金が受給されるなど、マイナンバーカード取得による、お得なサービスが増えつつあります。

ぴったりサービス

■マイナポイントについて

来月から申込受付の始まるマイナポイントは、マイナンバーカードを取得している人が、マイナポイント申し込み時に登録したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をすると、マイナポイント25％（最大５千円分）がもらえる制度です。

■マイナンバーカードを取得しましょう！

令和３年３月からは、マイナンバーカードが健康保険証としても利用が可能となり、日常生活の幅広い場面での活用が進んでいきます。

市民の皆さん、これを機に、マイナンバーカードを取得してはいかがですか。申請から取得までには、おおむね１カ月の期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

マイナポイント特設サイト

■マイナンバー制度により省略可能となった主な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
障害者・児に対する医療費助成の申請（精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療）	地域福祉課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書・特別児童扶養手当証書
生活保護の申請	地域福祉課	課税証明書・雇用保険受給資格者証・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
障害福祉サービスの申請	地域福祉課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書
児童扶養手当の申請	子ども課	住民票・課税証明書・特別児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	子ども課	課税証明書・生活保護受給証明書・児童扶養手当証書
特別児童扶養手当の支給の申請	子ども課	住民票・課税証明書
障害児通所支援・入所支援の申請	子ども課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書
養育医療給付の申請	健康推進課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書
介護保険の被保険者証交付の申請	長寿社会課	健康保険証※
介護保険の保険料の減免申請	税務課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書
公営住宅の入居の申請	住宅公園課	住民票・課税証明書・生活保護受給証明書

※一部の健康保険組合や協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き健康保険証が必要になります。

マイナンバーカードについてよくある質問

問 マイナンバーカードは安全なのでしょうか。番号を盗み見られたり、カードを落としたとき悪用されたり、個人情報が筒抜けになったりするのではないでしょうか。

答 マイナンバーによるサービスは、マイナンバーカード本体や暗証番号がないと受けられない仕組みとなっており、番号を知り得ただけでは悪用できません。また、マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されていないほか、偽造防止のためのさまざまなセキュリティ対策が施されています。安心して持ち歩いてください。

万一、なくしたり、盗まれたりしてしまっても、24時間365日、左からカード利用をストップできます。

▽**マイナンバー総合フリーダイヤル**（☎0120－95－0178）

マイナンバーカードの申請方法

▽**郵送による申請**＝通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入・押印の上、顔写真を貼って申請書の送付用封筒に入れて送付してください。

▽**パソコンによる申請**＝マイナンバーカード総合サイト（以下アドレス）から、「個人番号カードオンライン申請」により申請してください。

▽**スマートフォンによる申請**＝スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用ウェブサイトから申請してください。

なお、交付申請書がお手元にない人は、市民環境課の窓口までお越しください。

【アドレス】http://www.kojinbango-card.go.jp

ひきこもり家族の集い開催

「家族として、本人にどう話しかけ、どう接したらよいかわからない」という悩みを抱えていませんか？

「ひきこもり」はあなたの家族だけで起きている出来事ではありません。一緒に集まり、語り合い、学んでいきましょう。気軽に参加ください。（※要予約、各開催日の前日までに連絡ください。）

▷**期日**＝毎月第１水曜日（７月１日、８月５日、９月２日、10月７日、11月４日、12月２日、令和３年１月６日、２月３日、３月３日）

▷**時間**＝午前10時から正午

▷**場所**＝県立福祉の里センター

▷**内容**

・講話（10月、11月、３月に開催）
・講師＝そらをみた会代表　家族相談士　阿部直樹　さん
・就労準備支援に関する家族紹介など
・アイスブレイク「よかった探し」
・情報交換会（家族同士の語り合い）

▷**参加対象者**＝ひきこもり状態にある人の家族など

▷**参加費**＝１回100円（お茶代）

▷**持ち物**＝特になし（筆記用具があると便利です）

▷**申し込み・問い合わせ先**
大船渡保健所保健課（☎㉗9922/ FAX㉗4197）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となる場合があります。

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉗3111